

独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、  
休暇等に関する規程

平成13年4月1日  
13規程第35号

改正 平成13年12月19日 13独さ第413号  
平成14年 3月29日 13独さ第413号  
平成16年12月28日 16独さ第367号  
平成17年 3月28日 16独さ第495号

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に法令で定めるもののほか、独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「センター」という。）に勤務する国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第2条第2項に規定する一般職の職員（常時勤務に服することを要しない職員（国公法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日、休暇、育児部分休業等に関する事項について定めるものとする。

### (理事長の責務等)

第2条 理事長は、勤務時間、休憩、休日、休暇、育児部分休業等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めるものとする。

2 理事長は、この規程による権限の一部をセンターの職員に委任することができる。

## 第2章 正規の勤務時間等

### (1週間の勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。

2 国公法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で理事長が別に定める。

### (週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、土曜日及び日曜日とする。ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、理事長は、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、別に週休日を設けることができる。

2 理事長は、1週間のうち前項に掲げる週休日を除いた5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

### (フレックスタイム制による勤務時間の割振り)

第5条 理事長は、始業及び終業の時刻について、試験研究に関する業務に従事する職員（理事長が別に定める職員に限る。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることがセンターの業務の能率の向上に資すると認める場合には、前条第2項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、職員の申告を経て、清算期間（毎月の初

日から末日までの期間をいう。)につき第3条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- 2 前項の規定により勤務時間の割り振りを定める場合には、月曜日から金曜日までの5日間において、午前9時から午後4時までの時間帯において共通する勤務時間を設けるものとする。
- 3 第1項の規定により勤務時間の割り振りを定める場合には、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(特別の勤務形態による勤務時間の割り振り)

第6条 理事長は、業務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、第4条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、月の初日から末日までの期間(以下この項において「1月期間」という。)につき当該1月期間の週休日の日数(再任用短時間勤務職員にあっては、当該1月期間の週休日の日数以上)の週休日を設け、及び当該1月期間につき勤務日数が22日を超えないように勤務時間を割り振るものとする。ただし、業務の特殊性により1月期間ごとの期間につき当該1月期間の週休日の日数(再任用短時間勤務職員にあっては、当該1月期間の週休日の日数以上)の週休日を設け、又は当該1月期間につき勤務日数が22日を超えないように勤務時間を割り振ることが困難である職員について、52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上(以下この項において「1週間」という。)の週休日を設け、及び当該期間につき第3条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、勤務日が引き続き6日を超えないようにし、かつ、1日の勤務に割り振られる勤務時間が10時間を超えないようにするものとする。
- 4 特別の勤務形態による勤務時間の割り振りの手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(週休日の振替等)

第7条 理事長は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項、第5条又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち当該勤務を命ずる必要がある日の属する週(週の起算日は別に定める。以下この条において同じ。)内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該勤務を命ずる必要がある日の属する週内にある勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(以下この条において「半日勤務時間の割り振り変更」という。)ができる。

- 2 前項の週休日の振替及び半日勤務時間の割り振り変更については、理事長が業務上必要があると認める場合には、別に定める期間内に再振替又は再割り振り変更を行うことができる。
- 3 週休日の振替等の手続きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(休憩時間)

第8条 職員の休憩時間は、1日の勤務時間が8時間以下の場合には45分、8時間を超える場合には1時間とする。

- 2 理事長は、業務のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休憩時間の時刻を変更することができる。ただし、休憩時間は勤務時間の途中に置くものとする。
- 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

( 休息时间 )

第9条 職員の休息時間は、勤務時間のおおむね4時間につき15分をその勤務時間中に置くものとする。ただし、業務の必要によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 休息時間は、前項ただし書きの場合においても、繰り越さないものとする。

( 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務 )

第10条 第4条第2項、第5条から第7条までの規定により勤務時間が割り振られた日(第13条において「勤務日等」という。)に通常の勤務場所を離れる勤務について、勤務時間を算定し難いときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

### 第3章 時間外勤務

( 時間外勤務 )

第11条 理事長は、第3条、第4条第2項及び第5条から第7条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第36条の規定に基づき、職員に勤務を命ずることができる。

2 理事長は、災害その他避けることのできない事由のため緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、職員に前項に規定する勤務以外の勤務を命ずることができる。

### 第4章 休日

( 休日 )

第12条 職員の休日は、次に掲げる日とし、当該休日においては、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

二 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)

三 その他理事長が別に定める日

( 代休日の指定 )

第13条 理事長は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(第3項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の別に定める期間内にある当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 理事長は、前項の代休日に業務上やむを得ず勤務することを命じた場合には、当該代休日前に、当該代休日に代わる日(以下この条において「再代休日」という。)として、前項休日後の別に定める期間内にある当該代休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

3 第1項の規定により代休日(前項の規定により再代休日指定された場合)にあっては、再代休日を含む。以下この項において同じ。)を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

4 代休日又は再代休日の指定の手續きに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 第5章 任期付研究員の特例

( 職員の裁量による勤務 )

第14条 理事長は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量に委ねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第1号任期付研究員を、理事長が別に定めるところによりこの規程の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。

## 第6章 休暇

( 休暇の種類 )

第15条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

( 年次休暇 )

第16条 職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の年次休暇は一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、20日とする。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者（第3項に定める者を除く。）又は任期が満了することにより退職する者については、別表第1の左欄の在職期間に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる日数とする。

2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる再任用短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 同一勤務型職員（再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員をいう。以下同じ。） 20日に1週間の勤務日数を5日で除して得た数を乗じた日数。ただし当該年の途中において新たに同一勤務型職員となった者（次項に定める者を除く。）又は任期が満了することにより退職する者にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第2の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数。

二 非同一勤務型職員（再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員をいう。以下同じ。） 160時間に第3条の規定に基づき定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日とした日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）。ただし、当該年の途中において新たに非同一勤務型職員となった者（次項に定める者を除く。）又は任期が満了することにより退職する者にあつては、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数。

3 国公法第2条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員法（昭和26年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務がセンターの事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が別に定めるものの職員（常時勤務に服することを要しない職員を除く。以下「他の国家公務員等」という。）であつた者であつて引き続き職員となった者その他理事長が別に定める者の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えた日数（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮して、理

事長が別に定める日数)

- 二 当該年の途中において新たに他の国家公務員等となり引き続き職員となった者 他の国家公務員等となった日において職員となったものとみなして第1項ただし書きの規定を適用した場合に得られる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、理事長が別に定める日数)
- 4 年次休暇は、一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 5 年次休暇についてはその時期につき、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。この場合において、理事長は、業務の正常な運営に支障があるときは、他の時期にこれを与えることができる。
- 6 病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ前項の請求ができなかった場合には、その事由を休暇簿に付して事後において提出することができる。

(病気休暇)

- 第17条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。
  - 3 理事長は、生理日の就業が著しく困難な女性職員が第1項の休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させないものとする。
  - 4 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
  - 5 理事長は病気休暇の請求について、第1項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合においては、この限りでない。
  - 6 理事長は、病気休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇)

- 第18条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。
- 一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - 二 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - 三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - 四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合でその勤務しないことが相当であると認められるとき 一暦年において5暦日の範囲内の期間
    - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
    - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講

ずることを目的とする施設であって理事長が別に定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までの間に連続する5暦日の範囲内の期間

六 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

七 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

八 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

九 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内の期間

十 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮して、理事長が別に定める時間）の範囲内の期間

十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一暦年において5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮して、理事長が別に定める時間）の範囲内の期間

十二 次に掲げる職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間とし、暦日によるものとする。

ア 配偶者又は父母 7日

イ 子 5日

ウ 祖父母 3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）

エ 孫 1日

オ 兄弟姉妹 3日

カ おじ又はおば 1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）

キ 父母の配偶者又は配偶者の父母 3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）

ク 子の配偶者又は配偶者の子 1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）

- ケ 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹  
1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
  - コ おじ又はおばの配偶者 1日
  - 十三 職員が父母追悼のため特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
  - 十四 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間
  - 十五 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は、損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間
  - 十六 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
  - 十七 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 2 特別休暇（前項第6号及び第7号の特別休暇を除く。第5項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
  - 3 第1項第6号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して理事長に対し行わなければならない。
  - 4 第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。
  - 5 理事長は、特別休暇の請求について、第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合には、この限りでない。
  - 6 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認められるときは、証明書類の提出を求めることができる。

#### （介護休暇）

- 第19条 介護休暇は、職員が次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものとする。）で負傷、疾病、老齢により身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 一 配偶者、父母、子、配偶者の父母
  - 二 祖父母、孫及び兄弟姉妹
  - 三 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる次の者
    - ア 父母の配偶者
    - イ 配偶者の父母の配偶者
    - ウ 子の配偶者
    - エ 配偶者の子
- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。
  - 3 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ別に定める休暇簿に記入して理事長に請求しなければならない。
  - 4 前項の場合において、第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について

初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

- 5 理事長は介護休暇の請求について、第1項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 6 第3項の請求があった場合において、理事長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求のあった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
- 7 理事長は、介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
- 8 理事長は、介護休暇の承認をした後に当該職員からその事由を添えて撤回の申請があった場合には、この申請を承認するものとする。
- 9 前8項に定めるほか、介護休暇について必要な事項は理事長が別に定める。

（休暇簿）

第20条 休暇簿に関し必要な事項は、理事長が別に定める

## 第7章 育児部分休業

（育児部分休業）

- 第21条 育児部分休業は、職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。
- 2 次に掲げる職員は育児部分休業の申請を行うことができない
    - 一 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）
    - 二 育児部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律により育児休業をしている職員
    - 三 前号に掲げる職員のほか、育児部分休業を取得しようとする時間において、育児部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
  - 3 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（保育時間を承認されている職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について30分を単位として行うものとする。
  - 4 育児部分休業の承認を受けようとする職員は、あらかじめその期間等を育児部分休業承認請求書に記入して理事長に請求しなければならない。
  - 5 前項の請求があった場合において、理事長は、業務の運営に支障がないと認めるときは承認するものとし、当該請求を行った職員に対して速やかに承認又は非承認の決定を通知するものとする。
  - 6 理事長は、育児部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
  - 7 理事長は、育児部分休業の承認をした後当該職員からその事由を添えて撤回の申請があった場合には、この申請を承認するものとする。
  - 8 育児部分休業の承認は、次の各号に掲げる場合には、その効力を失うものとする。
    - 一 職員が産前の休業を始め、又は出産（妊娠満12週以後の分べん（死産を含む。）をいう。）した場合
    - 二 職員が退職又は停職の処分を受けた場合



- 三 当該育児部分休業に係る子が死亡した場合
- 四 当該育児部分休業に係る子が次に掲げる事由により当該職員の子でなくなった場合
  - ア 職員と育児部分休業に係る子とが離縁した場合
  - イ 職員と育児部分休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
  - ウ 職員と育児部分休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
- 9 理事長は、育児部分休業をしている職員が次の各号に掲げる事由により当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合又は育児部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合及び育児部分休業をしている職員について当該育児部分休業に係る子以外の子に係る育児部分休業を承認しようとする場合には、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。
  - 一 職員と育児部分休業に係る子とが同居しないこととなった場合
  - 二 職員が、負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により、育児部分休業の期間中、当該育児部分休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態になった場合
  - 三 職員が常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 10 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第8項各号又は前項本文（育児部分休業をしている職員について当該育児部分休業に係る子以外の子に係る育児部分休業を承認しようとする場合を除く。）及び前項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 11 前10項に定めるほか、育児部分休業に必要な事項は理事長が別に定める。

## 第8章 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

### （育児を行う職員の早出遅出勤務）

第22条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下第26条において同じ。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障があると認める場合を除き、理事長が別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。

### （育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第23条 職員は、理事長が別に定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 4 理事長は、前条の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第23条の2 第22条の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったも

のとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
  - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
  - 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
  - 四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当することとなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第22条の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
  - 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
  - 4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第24条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせないものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第25条 職員は、理事長が別に定める深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに前条の規定による請求を行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 4 第23条第4項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第25条の2 第24条の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- 一 当該請求に係る子が死亡した場合
  - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
  - 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
  - 四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当することとなった場合
- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第24条の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
  - 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事

長に届け出なければならない。

4 第23条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第26条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。)をさせないものとする。ただし、第11条第2項に規定する時間外勤務については、この限りでない。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第27条 職員は、理事長が別に定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに前条の規定による請求を行わなければならない。

2 理事長は、前条の規定による請求があった場合においては、同条に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

3 理事長は、前条の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、前条に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知するものとする。

5 第23条第4項の規定は、前条の規定による請求について準用する。

第27条の2 第26条の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡した場合

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して第26条の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

4 第23条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第28条 第22条から第23条の2まで（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第22条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下第26条において同じ。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「育児」とあるのは「介護」と、第23条の2第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第29条 第24条から第25条の2まで（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第24条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第25条の2第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第29条の2 第26条から第27条の2まで（同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第26条中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第27条の2第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

## 第9章 妊産婦である女性職員に対する措置

（妊産婦である女性職員の深夜勤務等の制限）

第30条 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が請求した場合には、深夜勤務又は正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

（妊産婦である女性職員の保健指導及び健康診査）

第31条 理事長は、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認するものとする。

2 前項の保健指導及び健康診査のため勤務しないことを承認する時間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間とする。

(妊娠中の女性職員の業務軽減等)

第32条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

2 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

(妊娠中の女性職員の通勤緩和)

第33条 理事長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、理事長が別に定める時間、勤務しないことを承認するものとする。

## 第10章 就業禁止等

(就業禁止)

第34条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、やむを得ないと認める場合には、職員に業務に就くことを禁止することができる。

(職務専念義務の免除)

第35条 理事長は、法令又は他の規程等の定めに基づき、この規程に定めるもののほか、職務に専念する義務を免除することができる。

## 第11章 雑則

(勤務時間の割振り等の規定についての別段の定め)

第36条 理事長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、この規程の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第37条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 理事長は、平成14年3月31日までの間、小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、又は要介護状態にある家族を介護する労基法第133条に規定する特定労働者に該当する女性職員が申し出た場合、当該職員の時間外勤務は、4週間について36時間、1年間について150時間を超えない範囲とする。ただし、部課の業務の遂行を指揮命令する職制上の地位にある女性職員については適用しない。

3 センターの設立の前日において国の職員であった者が引き続きセンターの職員(以下「引継職員」という。)となった場合において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第6条第3項又は第7条の規定に基づき、勤務時間の割振りがなされていた職員については、センターの成立の前日まで過不足なく同法第6条第1項に掲げる勤務時間を勤務したものとみなす。

4 引継職員となった場合におけるセンター設立の年における年次休暇の算定については、第16条第1項第3号を準用する。

- 5 引継職員となった場合において、センターの設立の日の前日までに受けていた設立の日以後に係る病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児部分休業に相当する休暇又は休業は、この規程に基づく理事長の承認があったものとみなす。
- 6 この附則に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

附 則（平成13年12月19日13独さ第413号）

（施行期日）

第1条 この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条及び第29条の規定は平成14年1月1日から施行する。

（第19条の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第19条の規定は改正前の独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（以下「旧規程」という。）第19条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新規程第19条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

2 旧規程第19条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新規程第19条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

第3条 新規程第26条（同規程第29条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、平成14年1月1日以後にする請求から適用し、同日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日13独さ第413号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日16独さ第367号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）第18条第1項第9号の「妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間」に施行日がある職員で、施行日前の当該期間にこの規程による改正前の独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第18条第1項第9号の休暇を使用したものについては、当該使用した1暦日につき1日（再任用短時間勤務職員（改正後の勤務時間規程第1条に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）にあっては、8時間）の休暇を使用したものとみなす。

附 則（平成17年3月28日16独さ第495号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第 1

職員の在職期間別年次休暇付与日数（第 16 条第 1 項関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第 2

再任用短時間勤務職員（同一勤務型職員）の在職期間別年次休暇付与日数  
（第 16 条第 2 項第 1 号関係）

在職期 間		1月に 達する までの 期間	1月を 超え2 月に達 するま での期 間	2月を 超え3 月に達 するま での期 間	3月を 超え4 月に達 するま での期 間	4月を 超え5 月に達 するま での期 間	5月を 超え6 月に達 するま での期 間	6月を 超え7 月に達 するま での期 間	7月を 超え8 月に達 するま での期 間	8月を 超え9 月に達 するま での期 間	9月を 超え10 月に達 するま での期 間	10月を 超え11 月に達 するま での期 間	11月を 超え1 年未満 の期間
		1 週 間 の 勤 務 日 の 日 数	5 日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日
	4 日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3 日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2 日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日





を超え2 3時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
21時間を 超え22時 間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
20時間を 超え21時 間以下	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
19時間を 超え20時 間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日
18時間を 超え19時 間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
17時間を 超え18時 間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日
16時間を 超え17時 間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日
16時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日